

昭和五十一年八月招集

第三回館山市議會臨時會會議錄

館山市議會

目次

日 時	一
場 所	一
出 席 議 員	一
欠 席 議 員	一
出 席 説 明 員	一
出 席 事 務 局 職 員	二
議 事 日 程	二
開 會	二
議 長 の 報 告	二
議 案 の 配 付	二
會 議 録 署 名 議 員 の 指 名	二
會 期 の 決 定	二
提 案 理 由 の 説 明	二
議 案 第 五 十 二 号	三
議 案 第 五 十 三 号	五
閉 會	六
本 日 の 會 議 に 付 した 事 件	六

昭和五十一年八月七日(土曜日)午前十時

館山市役所議場

出席議員 二十八名

一 番	吉田勇治郎	二 番	伊藤幸太郎
三 番	穴戸寿夫	四 番	押元 稔
五 番	黒川平治	六 番	鈴木正義
七 番	本間昭二	八 番	松下正己
九 番	鈴木 稔	一〇番	流山源次郎
一 一 番	近藤好雄	一 二 番	栗原一雄
一 三 番	林 豊	一 四 番	石井輝久
一 六 番	安西益男	一 七 番	石井武敏
一 八 番	渡辺軍治郎	一 九 番	渡辺昭夫
二〇番	和田一郎	二 一 番	田中祿郎
二 二 番	五十嵐 昇	二 三 番	菊井敏博
二 四 番	西村真次	二 五 番	伊賀多明
二 六 番	藤田益治	二 八 番	石井 正
二 九 番	望月照正	三〇番	山口 康
欠 席 議 員 二 名			
一 五 番	辻田 実	二 七 番	遠山ヨネ子
出 席 説 明 員			
市 長	半澤良一	助 役	吉野茂樹
収 入 役	長谷川広治	秘 書 課 長	齋藤武男
庶 務 課 長	綱島憲治	財 政 課 長	山田俊康
建 設 課 長	飯田治男	教 育 長	安田豊作

教育委員会
庶務課長 汐崎 政光

一、出席事務局職員
事務局長 高尾 豊
書記 兵藤 恭一
書記 鈴木 哲
書記 蜂谷 達二
書記 福田 英雄

議事日程
昭和五十一年八月七日午前十時開議

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 議案第五十二号 工事請負契約の締結につきて

日程第四 議案第五十三号 工事請負契約の締結につきて

開 会 午前十時三分開会

○議長（吉田勇治郎君） 本日の出席議員数二十七名、これより昭和五十一年第三回市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

議長の報告

○議長（吉田勇治郎君） 本臨時会議案審議のため、地方自治法第百二十一条の規定による出席要求に対し、お手元に配付のとおり出席報告がありましたので、御了承願います。

議案の配付

○議長（吉田勇治郎君） 議案を配付いたさせます。
議案の配付漏れはございませんか。——配付漏れなしと認めま

す。

本日の議事はお手元に配付の日程表により行います。

会議録署名議員の指名

○議長（吉田勇治郎君） 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

一三番議員林 豊君、一八番議員渡辺軍治郎君、以上両君を指名いたします。

会期の決定

○議長（吉田勇治郎君） 日程第二、会期の決定を行います。

本臨時会の会期につき、議会運営協議会の意見は本日一日といふことではありません。

お諮りいたします。会期を一日と定めますことに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日一日と決しました。

提案理由の説明

○議長（吉田勇治郎君） この際、本臨時会招集につき、市長のあそばす並びに提案理由の説明を求めます。

（市長半澤良一君登壇）

○市長（半澤良一君） 本日は暑さ厳しき折、急換第三回市議会臨時会を招集しましたところ、議員の皆さま方におかれましては、

御多忙の中を御出席たまわりまことにありがたく存じます。

今回は急施を要する案件について御審議をお願いすることといたしました。その前に一言お祝いの言葉を申し述べたいと存じます。

このたび、吉田議長さんには全国市議会議長会基地協議会から同会の理事として御活躍されました御功績に対し、感謝状が伝達されましたことは、まことに御同慶にたえません。

ここに、日頃の御労苦に対し、感謝いたしますとともに心からお祝いを申し上げ、今後とも市政のためよろしく御尽力をたまわりますようお願いを申し上げます。

さて、本日提出いたしました案件は、市立第一中学校及び第二中学校の防音改築工事にかかわる工事請負契約の締結についての二件であります。

以下、議案第五十二号及び議案第五十三号につきまして一括して御説明申し上げますと、両中学校にかかわる防音改築工事につきまして、去る七月三十日それぞれ指名競争入札を実施しましたところ、両入札とも落札するに至りませんでしたので、最低の価額をもって入札した者と話し合いをいたしました結果、第一中学校につきましては一億四千五百万をもって株式会社計工務店と、第二中学校につきましては一億六千九百五十万円をもって株式会社石井工務店とそれぞれ随意契約を締結しようとするものであります。

以上簡略ではございますが、説明を終わります。

なお、詳細につきましては関係課長をして説明いたささせていただきます、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（吉田勇治郎君） 以上で、市長のあいさつ並びに説明を

終わります。

議案の上程

○議長（吉田勇治郎君） 日程第三、議案第五十二号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

議案の明読を願います。

（書記明読）

議案第五十二号 工事請負契約の締結について

議案の内容説明

○議長（吉田勇治郎君） 議案の説明を求めます。

○庶務課長（網島憲治君） 議案第五十二号につきまして御説明を申し上げます。

今回、館山市立第一中学校防音改築工事第三期目の執行に当たりまして、館山市建設工事入札参加者資格審査規程及び地方自治法、施行令等から勘案をいたしまして、地元四社、県内大手一社、県外大手八社計十三社を指名いたしましたので、去る七月三十日競争入札をいたしましたわけでございますが、三回とも落札するに至りませんで、最低価格をもって入札をいたしました計工務店と一億四千五百万円をもって随意契約をしようとするものでございます。

今回の工事は第三期工事でございます。躯体並びに内装工事、それから旧校舎の取り壊し工事を含めまして総面積千六百二十平方メートル、普通教室十一、保健室、給食配膳室、便所等を建設しようとするものでございます。本工事もちまして第一中学校は完了する予定でございます。

なお、工期は来年三月三十一日を予定いたしております。
以上であります。

○議長（吉田勇治郎君） 以上で説明は終了します。

質 疑 応 答

○議長（吉田勇治郎君） 御質問を願います。

○一八番（渡辺軍治郎君） ただいまの説明で、競争入札で三回や
って最低価額に至らないで随意契約をしたということですが、最
低価額と随意契約の価額との差といいますか、それはどのぐらい
になりますか。

○庶務課長（綱島憲治君） お答え申し上げます。

六十四万七千円でございます。

○一八番（渡辺軍治郎君） そうしますと、最低価額よりも六十四
万七千円入札額の方が高いということで、結局そうしますと、こ
の差額は工事の上でどういふふうに響いてくるのか。そこらへん
はどういふふうにお考えになっておりますか。

○庶務課長（綱島憲治君） いま申し上げました価格は、私どもの
方で予定いたしました金額よりも六十四万七千円安く入ったとい
うことでございます。

それから、その安い金額が工事の上でどういふふうな影響を及
ぼすかという御質問のように承りましたが、それについては、こ
れは工事監督者も別にございます。常駐しておりますので、その
価格分が工事に影響するとは考えておりません。

○一八番（渡辺軍治郎君） なかなか入札額が問題だと思つてす
が、いま一応物価高が終息、ある程度落ち着いているような、そ

ういうあれもあります。最近では卸売物価が毎月上つてくるわけ
です。資材やなんか相当これから上るといふような方向が考えら
れて、この六十四万七千円も安い額で契約できた、そのへんの要
するに物価の見通しとか、工事価額が安ければ手抜きとかいろい
ろそういう問題も起こりますので、一応そういう点は重要だと思
いますので、お伺いしておきたいんですが、資材の値上りこれか
ら相当上るような傾向が強いわけです。そういう点からみてこの
価額で十分できるのかどうか。その点をお伺いします。

○庶務課長（綱島憲治君） 現在の業界で非常に御案内のように仕
事がかなり少ないわけです。したがって、資材の値上り等は
若干はあろうかと思えますけれども、そのへんは何と申しますか
仕事の少ないのと、それから十分に監督をすることになっており
ますので、仕上りについては私ども現在の時点ではこの価額で相
当のものでございまして、どういふふうにお考えを願います。

○一八番（渡辺軍治郎君） 一応了解しますが、かなり仕事が少な
いというところから無理した入札がやられているということでは
かでも聞くわけですが、最低価額よりかなり安い価額で入札す
るといふようなことだと、ただいまのお答えのように監督を十
分やって手抜きのないようにといふふうなお答えですから、その
点は十分考慮してやってもらいたいということをお願いしておき
ます。

○一〇番（流山源次郎君） 一中の関連の件でございますが、地域
の方たちは非常に心配しておるのでございますが、いろいろ予算
の關係とかそういう面で予定どおりならなかったんですが、五十
二年度の三月完成で、五十二年度は生徒等はすんなりと就学でき

るのか。その点をお聞きいたしたいと思ひます。

○議長（吉田勇治郎君） いただいたの件でございますけれども、一中の工期の三月末と申しますのは、現在あります校舎の取り壊し終了時期を考へております。そういうことで、新しい建物そのものの建設は大体二月末をめどに依頼してございます。

学校の方の進学の関係やらなんやらの都合がございまして、引越しは大体三月初めを学校側と話し合ひ、予定しておりますのでたぶん地元の御期待にもおこたへできる。そういうように考へております。

○議長（吉田勇治郎君） 他に御質疑ございせんか。——御質疑なしと認めます。

委員会付託の省略

○議長（吉田勇治郎君） お諮りいたします。

本案を委員会付託を省略したいと思ひますが、これに御異議ございせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。

討論に入ります。

討論ございませんか。——討論なしと認めます。

採 決

○議長（吉田勇治郎君） 採決いたします。

本案を原案どおり可決するに御異議ございせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よつて、本案は原案どおり可決されました。

議案の上程

○議長（吉田勇治郎君） 日程第四、議案第五十三号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

議案の明瞭を願ひます。

（書記明瞭）

議案第五十三号 工事請負契約の締結について

議案の内容説明

○議長（吉田勇治郎君） 説明を求めます。

○庶務課長（網島憲治君） 議案第五十三号の説明を申し上げます。

議案第五十三号も前号の議案と同様でございます。これは市立第二中学校の第四期工事の入札でございます。これも先ほど申し上げましたような十三社の指名競争入札によりまして三回行いましたけれども、落札に至りませんで、最低価格者である石井工務店と一億六千九百五十万円で随意契約をしようとするものでございます。

その内容といたしましては、五十年年度躯体工事を行いました三千二百一十一平方メートルの内装工事及び旧校舎の取り壊し工事でございます。その内容といたしましては普通教室十、保健室、音楽室、美術室、理科教室、金工、木工、視聴覚教室等でございます。工期は来年二月二十八日を予定いたしております。本工事

をもちまして、第二中学も完成でございます。

○議長（吉田勇治郎君） 以上で、説明は終了します。

質 疑 応 答

○議長（吉田勇治郎君） 御質疑を願います。

○一八番（渡辺軍治郎君） 前の議案と同じように隨意契約になつてゐるんですが、最低価額と、それよりもどのぐらい安い価額で入札されているのか。前と同じように。

○庶務課長（網島憲治君） 八万八千円でございます。

○議長（吉田勇治郎君） 他に御質疑ございませんか。——御質疑なしと認めます。

委員会付託の省略

○議長（吉田勇治郎君） お諮りいたします。

本案を委員会付託並びに討論を省略して採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。

採 決

○議長（吉田勇治郎君） 採決いたします。

本案を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よつて、本案は原案どおり可決されました。

閉 会 午前す時二十分閉会

○議長（吉田勇治郎君） 以上で、本臨時会に付議されました案件は議了いたしました。よつて、これにて第三回市議会臨時会を閉会いたします。

○本日の会議に付した事件

一、会議録署名議員の指名

二、会期の決定

三、議案第五十二号、議案第五十三号

地方自治法第二百三十三条第二項の規定により署名する。

館山市議会議長 吉 田 勇 治 郎

館山市議會議員 林 豊

館山市議會議員 渡 辺 軍 治 郎

